

平成18年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成18年12月15日 午前10:00

○閉 会 午後12:05

○出席議員（21名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
4 番 成 田 進	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 恵佐雄	8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久
10 番 赤 平 末次郎	11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝
13 番 佐 藤 昇	14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦
16 番 菅 原 久 和	17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣
20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作

○欠席議員（1名）

18 番 村 井 政 克

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	助 役 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 大 越 宏
産業建設部長 伊 藤 賢 志	市民生活部長 菅 生 一 也
福祉保健部長 門 間 鋼 悦	教 育 次 長 山 平 東
総 務 課 長 鈴 木 公 悦	総合政策課長 鈴 木 司
財 政 課 長 澤 井 昭	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 山 口 義 光	建 設 課 長 鈴 木 利 美
都市整備課長 鎌 田 洋 一	会 計 課 長 櫻 庭 新 悦
収 納 課 長 中 泉作右衛門	追分出張所長 櫻 庭 久 俊
財政課長待遇 三 浦 喜 博	下 水 道 課 長 藤 原 貞 雄
水 道 課 長 小 林 健 一	総務学事課長 佐 藤 磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長 宮 田 隆 悦	社会福祉課長 児 玉 俊 幸
農業委員会事務局長 鈴 木 久 雄	幼 児 教 育 課 長 田 仲 茂 隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川 上 秀佐男
生涯学習課長	丸 谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅 原 徳 志	高齢福祉課長	門 間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成18年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成18年12月15日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第81号 潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例  
（案）について
- 日程第 2 議案第82号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例（案）について
- 日程第 3 議案第83号 潟上市副市長の定数を定める条例（案）について
- 日程第 4 議案第84号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第85号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例（案）について
- 日程第 6 議案第86号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）に  
ついて
- 日程第 7 議案第87号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 8 議案第88号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 9 議案第89号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 日程第10 議案第90号 湖東地区行政一部事務組合理約の一部変更について
- 日程第11 議案第91号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）に  
ついて
- 日程第12 議案第92号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第93号 平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1  
号）（案）について
- 日程第14 議案第94号 平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2  
号）（案）について
- 日程第16 議案第95号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について

- 日程第 1 7 議案第 9 6 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 9 7 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 0 請願・陳情について
- 日程第 2 1 各常任委員会報告  
総務常任委員長  
社会厚生常任委員長  
産業建設常任委員長  
文教常任委員長
- 日程第 2 2 議案第 9 9 号 潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。18番村井議員より欠席届けが提出されておりますことを報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1、議案第81号 潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（案）について から 日程第20、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第81号から日程第20、請願・陳情についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第21、各常任委員会報告】

○議長（藤原幸作） 日程第21、これより各常任委員会報告を行います。

付託されました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

また、委員長報告の後、質疑および討論、採決を行います。各補正予算案については各委員長報告が全部終了後に1個ずつ採決致しますのでお願いします。

なお、条例案・陳情については採決まで行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。伊藤総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

平成18年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成18年12月12日

出席委員 藤原幸雄、千田正英、藤原典男、中川光博、堀井克見、伊藤栄悦

説明当局から助役、総務部長、各関係課長。

書記は、企画部 総合政策課 門間 基さんです。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第82号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号、潟上市副市長の定数を定める条例（案）について申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることに伴い、関係条例を制定するものです。

委員からは、助役を副市長とするということだが今までとの違いは何かとの質問があり、当局からは、助役は市長の補佐役的な部分が主となるが、副市長にはそれに加え市長の職務権限の一部を委譲することができるようになっており、委譲された権限は市長の判断を仰ぐことなくできるとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、行政組織機構を見直し行政の効率的運用を図るため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、市長公室は行財政改革のスピードアップを図ることではあるのですが、合併3年めで見直しはこれだけでよいのか。この後、第2段、第3段の見直しはあるのかとの質問があり、当局からは、組織の見直しは今後も必要に応じ常に見直しをしていくものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、人事院規則の改正に伴い職員の勤務時間について見直しを図るため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第88号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について申し上げます。

本規約は、消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、組合規約を改めるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第89号、秋田県市町村会館管理組規約の一部変更について申し上げます。

本規約は、市町村合併に伴い、組合を組織する地方公共団体の数が大きく減少したことから同組合の議会議員の定数を見直す必要があるため、組規約を改めるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第90号、湖東地区行政一部事務組規約の一部変更について申し上げます。

本規約は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役、収入役制度等の見直しが行われたことに伴い、組規約を改めるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳入の主なものについて申し上げます。

19款5項雑入については、自治総合センターコミュニティ助成金250万円を計上しております。

歳出の主なものについて申し上げます。

はじめに、各款にわたり人件費関係の補正がありますが、共済組合、互助会の負担率の変更、退職手当組合の負担金の変更によるものが主なものです。

2款総務費1項総務管理費1目の一般管理費は、例規集加除のページ増による例規集データ更新委託料126万円の増額です。5目の財産管理費は、市バス、庁舎漏電、印刷機、放送機器、庁舎小破修理の修繕料150万3,000円、グリーンランド向かい市有地の松枯れ伐倒の公有財産管理委託料23万9,000円の増額です。6目の企画振興費は、コミュニティ助成金250万円の増額が主なものです。16目の基金費は、財政調整基金積立金850万9,000円の増額です。

委員からは、財政調整基金積立金ですが、当初の見込みもこのくらいの額ですか。また、内容をお聞きしたいとの質問があり、当局からは、今回は補助金等の歳入を計上したことに伴う財源調整のための積み立てですが、決算時にできるだけ多く積み立てしたいとの回答がありました。また、広報は凝縮したニュースで月1回でもよいのではとの質問があり、当局からは、課内・庁内でも検討し、その中で月1回という方向性を探っていきたいとの回答がありました。また、コミュニティ助成金の内訳はどの質問があり、当局からは、今回は一般コミュニティ助成事業で天王本郷会の分であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第24号、法務局の増員に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、人件費削減をしなければならない状況にあることから、賛成多数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告と致します。終わります。

○議長（藤原幸作） ただいま総務委員長より報告のありました議案第82号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、潟上市副市長の定数を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、湖東地区行政一部事務組合規約の一部変更について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第24号の法務局の増員に関する陳情について質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第24号については、総務常任委員長の報告のとおり不採択することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議がありますので、陳情第24号について起立採決を行います。  
陳情第24号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立少数でありますので、よって、陳情第24号は不採択とすることに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。14番、伊藤社会厚生常任委員長。

#### 【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) 平成18年第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成18年12月12日
2. 出席委員 菅原久和、成田 進、戸田俊樹、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤 博
3. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長
4. 書記 福祉保健部 高齢福祉課 伊藤 強
5. 審査の経過と結果

議案第81号、潟上市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(案)について。

本条例案は、社会福祉法人に対する助成の手続きに関し必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例案は、消防組織法の一部改正に伴い、潟上市消防団に関する条例の関係部分を

改正するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について。

本件は、秋田県のすべての市町村が高齢者医療の確保に関する法律の施行を準備し、法律に規定する後期高齢者医療の事務を処理するため広域連合を設置するものです。市町村における事務量の軽減と安定した財政基盤による運営ができることなど、広域化メリット等について説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入、債務負担行為補正2,700万円は、特別養護老人ホームわかば園増床への助成で、平成19年度から平成27年度まで9年分の整備事業補助金です。

13款1項1目民生費国庫負担金1,470万1,000円増額の主なものは生活保護費負担金で、生活保護世帯の増加によるものです。中でも高齢者や傷病者で保護を受ける方が増えていますが、仕事のできる若い方には就労支援を推進し、自立に結びつけたいとの説明がありました。

歳出、各款にわたる人件費関係の補正は、共済組合、互助会の負担率と退職手当組合の負担金額の変更によるものが主なものです。

2款1項13目防災対策費282万4,000円の増額は、11月月7日の暴風雨により倒壊した街灯等の修繕費と自治会要望の街灯増設35基分の電気料金です。

3款1項6目老人福祉費30万4,000円減額の主なものは、敬老式に関する精算による減額と、特別養護老人ホームわかば園整備事業補助金の増額によるものです。3款2項3目母子父子福祉費2,000万円減額は、実績見込みによる対象者の減によるものです。

3款3項2目扶助費2,848万9,000円増額は、生活保護受給者の増によるものです。

4款2項2目廃棄物対策費625万5,000円減額の主なものは、ごみ袋の契約差額によるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出の増減はなく、歳出項目の組み替えによるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,980万2,000円の増額で、主なものは介護給付費の国庫負担金および県負担金返還金によるものと、法改正による一部歳出予算の組み替えです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第94号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ64万2,000円の増額で、主なものは道路改良工事に伴う有線放送毛ケーブル移設工事によるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第16号、要望書（特別養護老人ホーム松恵苑増床工事等に係る助成について）。

本件は、特別養護老人ホーム松恵苑30床増床工事にかかわるもので、本市における施設入所待機者の解消と老人福祉の推進に寄与すると考えられ、市の支援を要望する願意は妥当と認められる。しかしながら、本市の厳しい財政状況において、執行にあたっては関係条例・要綱等に基づき執行されたいとの意見が強くありました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第18号、秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書。

本件は、陳情趣旨どおり県内医師不足が顕著化している現状から、地域医療確保の観点から願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第19号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書。

本件は、陳情趣旨どおり高齢者福祉の推進の観点から願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第20号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書。

本件は、陳情趣旨どおり社会保障の充実を図る観点から願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第21号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書。

本件は、陳情趣旨どおり安定した暮らしを守る観点から願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会審査報告と致します。

- 議長（藤原幸作） それでは、ただいま社会厚生委員長より報告がありました議案第81号、潟上市社会福祉法人に関する助成の手続に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について質疑を行います。質疑ございませんか。11番。

- 11番（藤原典男） どうも委員長、御苦労さまです。3つにわたってお聞きしたいと思います。

1つは、この広域連合が発足したときに秋田県で対象となる方の大卒の人数はどれぐらいなのかということ。それから2つめは、総合的な財政ということで、どれぐらいの

額を見込む中でこの運営をされるのかということ。それから3つめとしては、県としての財政的な負担割合、これもし審議されておりましたらご回答を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原議員のご質問にお答えを致します。

審査の中で県内全体の対象者についての数は示されておりませんが、16年度の数字をもとにした潟上市内の対象者数については4,341人という数字が示されております。

また、財政的な数字、あるいは県、あるいは市財政負担割合ということでありまして、今回の議案につきましては広域連合をまず設置をするかしないかということで設置をすることを了としたわけでありまして、今後、広域連合の議会が組織されていって、その議会で両率、あるいは負担額、そして財政の規模というものが広域連合議会で決められていくということになっているということですので、委員会の審査の中ではご質問の数字は審査しておりません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について私は反対の立場から討論致します。

この議案は、先に国会で議決され、平成20年の4月実施に向けて高齢者後期医療制度を各都道府県ごとに行うために準備するための議案ですが、このもととなった法律は、これからの高齢者の医療にとって数々の問題点を含み、日本共産党は国会では反対致しました。このことについて簡潔に問題点を述べたいと思います。

この後期高齢者医療制度は、先の通常国会で可決成立した医療改革関連法案、高齢者の窓口負担増に続いてさらに負担増と医療給付抑制の制度です。

問題点のその1は、75歳以上の方全員と65歳以上から74歳までの寝たきりの方を対象とした独立の保険制度となり、運営が広域連合という各都道府県単位でつくられるために、各県ごとに保険料を決める結果、保険料の額が全国的にアンバランスが生じるという不平等な制度となります。

2つめは、保険料は所得による応能負担50%、均等割負担50%で2年を単位として見

直すこととしていますが、つまりこの2年間の間に対象となる方の医療費がかかり過ぎた場合には、一般会計からの繰り入れがないので保険料の値上げは青天井式に高くなる可能性がある。これは国の老人医療に対する責任放棄と私はなると思います。

3つめは徴収方法についてですけれども、介護保険と同じで年金からの天引き、引き下げとなります。年金が18万円以下の方は直接徴収となります。所得の低い人には国保制度に応じた7割、5割、2割の軽減があるが、基準額が33万円以下の場合は7割の減免額です。しかし、この33万円の年金額は1か月にすると2万7,500円の年金額で、これは遥かに最低生活基準より下回るものです。これまで被扶養者として保険料負担のなかった方は2年間につき5割軽減するが、それ以降は負担してもらうこととなります。また、本人の年金所得が少なくとも同居している子供さんの所得額により減額対象とならず、定額部分が毎月負担となります。

4つめ、保険料を滞納した場合は短期保険証に切り替え、1年以上の滞納は特別の事情がない限り保険証を返還させ資格証明書の発行で窓口の10割負担となります。今まで70歳以上の方に資格証明書を潟上市では発行していたのでしょうか。今度はこれを行わなければなりません。新たな負担増を押し付けるばかりでなく、命にかかわる重大な問題がからんできます。今でも医者にかかりたくともお金がなくてかかれない状態に一層拍車がかかります。無年金、年金をもらっていない方もたくさんおります。その方からも徴収するようです。

5つめ、もともと高齢者の窓口負担の制度は一時は無料までなったものですが、その後だんだん負担増となり、今回の改正によりさらに負担が大きくなります。この制度の新設により医療機関にかかった際に患者の自己負担も所得に応じて3割負担となる世帯も出てきます。

6つめは、住民の生の声がこの広域連合になかなか届かないことも懸念されます。

以上、この制度を進めることにより高齢者負担は、病院での窓口負担だけでなく保険料での負担、医療受診の抑制にも大きな問題を起こすことは間違いなく、高齢者医療に大きなさまざまな影響を及ぼす恐れがあると判断致します。それで、今回提案されている秋田県後期高齢者医療広域連合の設置には私は反対します。なお、これにかかわる一般会計補正予算にも反対を表明して討論を終わります。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) これですべての討論を終わります。

これより採決を行います。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ございませんか。11番。

○11番(藤原典男) 17ページの3款4目19節の後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金とありますけれども、この95万5,000円の積算根拠ですね、それから潟上市での負担割合の率というんですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長(藤原幸作) 14番。

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) ご質問にお答えを致します。

95万5,000円の負担でありますけれども、この95万5,000円は現在準備委員会に本市からの派遣職員を含めて8人体制で準備委員会を組織しております。その8人分の9月から3月分の人件費相当分が334万4,000円で、これを県内25市町村で負担します。負担割合は2.85%で、本市95万5,000円ということになっております。

以上です。

○議長(藤原幸作) 11番。

○11番(藤原典男) 按分ということは人口割ということだと思っておりますけれども、その人口割のパーセントがもしわかっておりましたらお知らせください。

○議長(藤原幸作) 14番。

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) 本市の均等割が0.2%、後期高齢者の人口割が1.1%、総人口割が1.55%の合わせて2.85%の負担割合となっております。

以上です。

○議長(藤原幸作) ほかにございませんか。20番。

○20番(西村 武) 委員長、どうも御苦労さまでございます。

委員長報告の3ページ、3款2項2目扶助費ですけれども、2,828万9,000円、これは生活保護受給者の増によるものとなっておりますけれども、この主な理由と、それにかかわる世帯数ですね、それから今後の見通し、そういうものについて審議があった

かどうかですね、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） お答えを致します。

生活保護受給者が増えているということでもありますけれども、この中でですね、いろいろ生活・住宅・教育といろいろとあるわけなんです、数字を申し上げますと、生活扶助費は433、住宅は242、教育が34、医療が402、介護が63ということになっておりまして、これが10月の、今申し上げたのが10月現在の数字ですので、4月現在の数字と比べると例えば生活扶助費は33増えて、住宅は11増えていると。軒並増えている状況にあります。それで報告でも申し上げましたけれども、高齢者、それから傷病者、病気をされている方、そういう方が増えてきておりまして、それで受給を、生活保護の受給を受ける、扶助を受けるという方が増えてきているという状況にあります。

それで担当当局の説明と致しましては、やはり若い方でも生活保護を受けていらっしゃる方がおりますが、できるだけ就労支援を進め、できるだけ仕事に早く就いていただくようにハローワークと連絡を取ってですね、職探しのお手伝いをしたり、それからご相談、いろいろな細かいご相談に応じたりというきめ細やかな対応をして、できるだけ扶助の方が増えないというような努力を推進していきたいという説明があり、委員会でもそのことを了承した次第です。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第93号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第94号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第16号の要望書（特別養護老人ホーム松恵苑増床工事等に係る助成について）質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号については、社会厚生常任委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第18号の秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第18号については、社会厚生常任委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第19号の療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第19号については、社会厚生常任委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第20号の「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第20号については、社会厚生委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第21号の「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るため

に庶民増税の中止を求める陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第21号については、社会厚生委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時47分 休憩

.....  
午前11時00分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。3番、児玉産業建設委員長。

**【産業建設常任委員会の報告】**

○産業建設常任委員長(児玉春雄) 平成18年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成18年12月12日

1. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、赤平末次郎、佐藤 昇、児玉春雄

1. 説明当局 産業建設部長、各関係課長

1. 書記 産業建設部 建設課 渡部 智さんをお願いをしております。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)について。

歳入について申し上げます。

13款2項の土木費国庫補助金は440万円の増額。14款2項の農林水産業費県補助金は116万9,000円の減額。14款3項の商工費委託金は54万円の減額。20款1項の農林水産業債は30万円の増額であります。

委員からは、松くい虫防除対策事業費補助金の減額内容等について質問があり、当局

からは、歳出削減措置の一環として国・県からの事業数量の割り当てが減じられたとの回答がありました。

歳出について主なものを申し上げます。

はじめに、各款にわたり人件費関係の補正がありますが、共済組合、互助会の負担率の変更、退職手当組合の負担金の変更によるものが主なものです。

次に、6款1項農業費は集落営農育成対策費補助金36万円の増額。6款3項水産業費は県漁業協同組合天王支所荷捌所増設工事補助金140万円の増額。8款2項道路橋梁費は道路維持補修工事434万2,000円の増額。道路用地取得費362万6,000円の増額。8款4項都市計画費は樹木伐採処理等委託料235万円の増額であります。

委員からは、集落営農対策の今後の取り組みについて質問があり、当局からは、集落、担い手農家、JA、集荷業者、そして行政が一体となり一層の推進を図るとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第95号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,802万1,000円とするものであります。

歳入について申し上げます。

4款1項一般会計繰入金は291万円の減額。5款1項の前年度繰越金は321万3,000円の増額であります。

歳出について主なものを申し上げます。

1款4項羽立地区排水施設費は、流量調整ポンプの修繕料59万9,000円の増額であります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第96号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ979万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,671万8,000円とするものであります。

歳入について申し上げます。

5款1項一般会計繰入金は19万円の減額。8款1項下水道債は公共下水道整備事業債

が290万円、特定環境保全公共下水道整備事業債が670万円の減額であります。

歳出について主なものを申し上げます。

1款2項事業費は、特定環境保全公共下水道事業費の単独分工事請負費590万1,000円の減額で精算によるものであります。

委員からは、今年度の工事件数、工事箇所等について質問があり、当局からは、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業それぞれについて回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第97号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ156万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,536万2,000円とするものであります。

歳入について主なものを申し上げます。

8款1項下水道債は、浄化槽整備推進事業債240万円の減額であります。

歳出について主なものを申し上げます。

1款3項事業費は、工事請負費216万6,000円の減額で精算によるものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第98号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的収入、1款2項営業外収益は水道加入金157万5,000円の増額が主なものであります。

収益的支出、1款1項原水および浄水費は受水費116万8,000円の増額が主なものであります。

資本的収入、1款1項企業債は配水施設整備事業の企業債3,500万円の減額が主なものです。

資本的支出、1款1項配水設備費は工事請負費4,807万円の精算による減額が主なものです。

委員からは、今年度工事の執行状況等について質問があり、当局から、計画のとおり事業実施されているとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第17号、陳情書（天王北野31-3道路拡張）について申し上げます。

この件につきましては、地権者の意向や既存住宅団地との取り付け等、協議を重ねる

必要があることから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第22号、森林・林業・木材関連産業施策と国有林事業の健全化を求める陳情書の提出について。

この件につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第23号、米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書について。

この件につきましては、内容の検討に今しばらく時間を要することから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第24号、飯田川地域の自然環境整備の保全について。

この件につきましては、地域と行政が一体となって取り組むことが重要であり、地域住民と協議を重ねる必要があることから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） ただいま産業建設委員長より報告のありました議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 藤原でございます。委員長どうも御苦労さまでございます。

委員長報告の3ページの中で、上段に道路用地取得費362万6,000円の増額とありますが、これはもちろん公有財産の取得でございますけれども、この場所と単価についてひとつご説明をいただきたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 藤原議員にお答え致します。

362万6,000名は街道下線道路改良工事に伴う用地交渉の中で残地が中途半端で使えないので、そこも買ってもらえないかとそういうことになり、その残地分55.78坪を購入するもので、これは補助対象とならないために単独費となり、購入単価補助事業の対象となる分は坪8万円で大方の方が了承しており、残地分については6万5,000円を見込んでおります。

以上です。こういう説明でございました。よろしいでしょうか。

○議長（藤原幸作） 20番、ありますか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございました。

この2ページのところにも関連あると思っておりますので、松くい虫の防除対策事業費です、

補助金の減額の内容等について質問が委員からあったということですがけれども、これは国・県からの事業数量の割り当てとこうなっておりますけれども、その事業数量ですね、減じられた理由というのはどういうものかですね、それ一つですね。

それから3ページに8款4項都市計画費、樹木伐採委託料235万円ですがけれども、これは時期的にですね、どういう理由なのか。あるいはですね、都市計画費ということでこの場所はどこなのかですね、その辺のところをひとつ審議があったらお答えいただきます。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 西村議員にお答えします。

まず1番めは、松くい虫、これはですね、当初予算が5,254万円から116万円を減じ4,008万5,000円とするものでありまして、これは内容はここに書いてあるとおりでございます。これ以上のお話はございませんでしたので、ご了承をお願い致します。

それから8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の補正は、主に人件費でございまして、同じく3項の公園費の場合は243万8,000円の補正は、鞍掛沼公園活性化検討委員会に関する費用と、鞍掛沼公園ほか2公園の枯れ松伐採処理等の委託料でございまして。こういう説明をいただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 一番知りたかった理由はですね、国・県からの事業数量について数量の割り当てが減じられたとこうなっておりますけれども、今、公園の方では、一方では松くい虫のためにここに235万円ですか、の中の一部の伐採処理費が盛られておりますけれども、その辺のところをですね、例えば市当局は国・県の方にどのように関わっているのか、その辺のところの理由を知りたかったわけですがけれども、それがまず審査をしないとすればこれは仕方がないけれども、当然その整合性について我々議員としてはちょっとおかしいなとこう思いますけれども、そうであるならば今度はやはりこの台風のためにですか、大風のためにそういう道路に松くい虫の木が倒れてきている状況でありますので、これはぜひとも改めていただきたいとこういうふうに思います。

それと、これは鞍掛公園のことですので、この公園の管理費は確かに数千万支払っておりますけれども、松くい虫の倒木はやはりこれは仕方がないと思いますので分かりました、よく分かりましたので答弁はいりません。

○議長（藤原幸作） 20番、よろしいですか。はい、3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 西村議員が一番聞きたかったことをもう一度お答えします。

国・県補助金の割り当て減によるものです、これはいいとして、事業量は当初の計画300立方より79立方減の221立方となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第95号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第97号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第98号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第17号の陳情書(天王字北野31-3道路拡張)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第17号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、継続とすることに決定になりました。

次に、産業建設常任委員長報告の陳情第22号の森林・林業・木材関連産業施策と国有林事業の健全化を求める陳情書の提出について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第22号については、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、採択とすることに決定になりました。

次に、産業建設常任委員長報告の陳情第23号の米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書について質疑を行います。質疑ございませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

今のこの陳情の内容は、農家の立場で考えれば私は採択すべきではないかという声はかなり農家の方からもあると思いますが、どのような経過で継続審議とすべきだと、こういうふうになったのか、その経緯と結果について、結果は継続審査でございますが、その経緯をひとつご説明いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 藤原議員にお答え致します。

この件につきましては、近隣のいろんなところに少し聞いて調べてからでもよいのではないかと、悪い意味で不採択ということではなく、もう少し慎重にしてからした方がいでしょうと、そういうみんなの意見でしたので継続ということにしました。あと、それ以上深いことはございませんでしたと思います。ご理解ください。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第23号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、継続とすることに決定になりました。

次に、産業建設常任委員長報告の陳情第25号の飯田川地域の自然環境整備の保全について質疑を行います。

質疑ございませんか。15番。

○15番（伊藤栄悦） 飯田川地域の自然環境整備の保全についての質疑ですけれども、ここに確かに地域と行政が一体となって取り組むことが重要でありという、これは確か

に重要であります。しかし、地域住民と協議を重ねる必要があることから継続審査にするということでもありますけれども、この審査の具体的内容についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） この件につきましては、現場を視察しました。それで、あまりにも正直言ってひどい状態で、今こういうところがあるものかと、これが今まで町でよくこういうふうにしておいたものだなと、悪い意味でびっくりしていたところでごさいます、委員からは、これはもう直してやるのもいいでしょうけれども、やはりこれ全部きちっとやるとしたらものすごい経費もかかるし、そして本当に大体ここをそんなに使うものかもあるし、やはり地域住民ともう少し検討を重ね、お話し合いをし、それからした方がよろしいのではないかとそういうことをごさいますので、どうかご理解を願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） ただいま委員長の報告というかお答えがありましたけれども、あそこの部分を整備するのにどの程度の経費がかかって、そして財政的な負担がどの程度あると、こういうふうに見込んで、そしてこういうふうにもう少し住民と話をね、深めてほしいとこういうふうになったのかということでもあります。

それから、あそこの部分はそんなに広い部分ではごさいません。その部分がもう足も踏み入れることができないというような荒地であるという認識のようではございますけれども、そこのところですね、もう少し認識を深めてですね、やはり市のいわゆる南公園、飯田川地域の南公園の飯田川で言えばメインストリート、メインに当たるいわば環境の場所なんです。だからそういう憩いの場である飯田川地域を、これをね、やはり整備するという、ひどいから整備しないんじゃないかと、ひどい状況にあるから、これはいろいろな事情があつてそういう状況の中にあるということだと思いますけれども、新しい潟上市になって、そして環境というものね、本当によくしていきたいと、住みやすくしていきたいとこういう思いをもって行政もやっているわけですから、だから議員の方でもやはりそういう環境を整備していくということについてももう少し積極的に考えていただきたいということで、どの程度のお金がかかるのか、そういうことで財政的な負担が多いのももう少し考えるということになったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 今の件にお答えしますけれども、いくらかかると、何千万、何億かかると、そういう話までは正直いきませんでした。ただ、あの状態を見てやはり何にしろ200万、300万でできるものでもないし、何よりもやはり地域住民とお話し合いをするというのがやはり地域住民がどうしても、陳情は出ましたけれども常にこういうふうにするからこういうふうにきれにしてくださいとか、あるいは草刈だけでいいですよとか、そういうはっきりした陳情内容でもなかったようですので、とりあえず前向きには検討しますと。ただし、今言ったように何千万かかるとかというそこまでの内容ではございませんでした。ただ、そこを捨てるかそういうことではございません。前向きに検討していきたいと、こういうことでございました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

なお、先ほど産業建設常任委員長の報告の中で、この件について陳情第24号ということで申し上げましたけれども25号でありますので訂正しておきます。

11番。

○11番（藤原典男） 今、地図見ておりますけれども、キャンプ場とかフィールドアスレチックとか、それからスキー場とかも入っておりますけれども、この使用状況がどうなっているかということは産業建設の方で審議されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） そういう設備があるということは聞きました。けれども、ここ十数年来は全然利用していないと、そういう答弁でございました。よろしいでしょうか。

○議長（藤原幸作） それでは質疑を終わります。

討論ありませんか。15番。

○15番（伊藤栄悦） 継続審議に対する反対討論を行います。

それで、まず陳情を出されておりますが、この地図をちょっと開いて見ていただきたいと思います。この構成するこのところですが、見たとおりで八郎瀉ハイツからずっとグランドゴルフ場からあります。それで、この地域っていうのは南公園を構成する梅の里、それから野球場、グランドゴルフ場、スキー場、それから三吉神社という神社もございます。それから観光施設としては八郎瀉ハイツがあつて、この一部を構成するいわゆる場所で、かつては大変こう活用されていた場所であります。これはある時期に一

つの事件みたいなのがありまして、そのことによってこの地域がアスレチックと、それからキャンプ場があって飯田川の人たちは常々教育キャンプをやったし、いろんなことをやっておりました。それがちょっとした事態がありまして、その後で少し利用が少なくなると、こういうことをごさいます。その後に飯田川町の方でも、旧飯田川町の方でもいろいろと手は加えてはありました。だけれども、桜の木も植えたりして公園化も図ってごさいます。ですから、これは私考えるに今この地域は、このふたあらの丘を愛する会のボランティアという形で三吉神社ならびにハイツの周りはみんなで清掃をやっております、毎年。しかしながら人数との関係とか予算の関係もありまして、これは今の陳情している場所がなかなか手が回らないという実態があって、飯田川町の町民はこぞってこれは整備をしてほしいとこういうことは間違いごさいません。ですから私は、陳情が出される時点におきまして私にも実は諸橋さんから「どうか名前を連ねてくれ」ということもありましたけれども、請願という形ではないのでいろいろありますから諸橋さんの方を代表として出していただければありがたいと、こういうふうに申し出ておりました。ですから、この地域はそんなにお金がかかる、かければこれはいくらでもかかります。しかしながら、あそこを散策するひとつの石川理紀之助翁のあそこのところにつながる裏参道もごさいます、そこからつながる道路、道、散策路、今、健康も今さげばれておるところですから、ああいう散策路をつくって、そして人が十分に歩ける、散策できる、そういう状態をつくり出してほしいとこういうことをごさいますので、私は黙っておくと桜の木も大分弱ってきているし、だからそういう木の生育の状態とか緑の状態もだんだんだんだんおかしくなってきたので、早急にやはりこれは整備をして地域のいわば憩いの場という、そういう場にしていきたいとこういうふうに考えておりますので、私はこれは継続でなくてやはり時間をかけないで早急に整備をさせていただきたいということで採択をお願いしたいと、議員の皆さんのご理解を宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ただいま15番伊藤栄悦議員から陳情第25号を継続審査することに異議がありますので、この件について起立採決を行います。

先に継続についてお諮りします。陳情第25号について継続審査することに賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 賛成多数。よって、陳情第25号は継続審査と決定しました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。7番、佐藤文教常任委員長。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 平成18年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成18年12月12日
2. 出席委員 大谷貞廣、小林悟、村井政克、西村 武、佐藤恵佐雄
3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課局長
4. 書記 教育委員会 国体事務局 佐藤嘉光さんを指名致しております。

審査の経過と結果について。

議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入について。歳入につきましては、補助金等の額の変更による増額、変更補正が主なものであります。

14款2項2目民生費県補助金のひとり親家庭児童保育援助費補助金について、委員からは、対象世帯についての質問があり、当局より、母親、父親、里親が対象であり、所得税3,000円未満の世帯が該当となる回答がありました。

14款2項6目教育費県補助金の第62回国民体育大会競技別リハーサル大会相撲競技補助金については、仮設経費の特定加算として119万2,000円の追加分であります。

委員より、補助率と全体経費について質問があり、当局より、補助対象経費の2分の1の補助となっておりますが、全体予算5,749万3,000円に対しまして1,269万3,000円の補助となるという回答がありました。

歳出について。はじめに、各款にわたり人件費関係の補正がありますが、共済組合、互助会の負担率の変更、退職手当組合の負担金の変更によるものが主なものであります。

3款2項1目児童福祉総務費の広域入所保育委託料423万円につきましては、3施設の4名分の追加分であります。

委員より、待機待ちが広域入所の理由となっていないのかとの質問があり、当局より、委託の主な理由は通勤途上で勤務地が近い保育園がほとんどで、待機待ちを理由に広域入所している子供はいないとの回答がございました。

3款2項4目児童館費の児童厚生員賃金505万2,000円の減額につきましては、3名分の賃金となっております。

委員より、賃金の減額としてはかなりの額となっているがその理由について質問があり、当局より、11月の調査時点で11人の児童厚生員が必要と判断したが、4月の入所者が調査時点より減ったため8人の厚生員で対応ができたとの回答がございました。

3款2項5目保育園費の遊具撤去委託料につきましては、委員より、撤去後の設置については考えていないのか。また、ノロウイルスの発生状況について質問がありました。当局から、遊具の設置については今後対応を考えるとの回答があり、ノロウイルスについては、若竹幼児教育センター、昭和中央保育園、追分乳児保育園の3か所で発生しているとの報告がございました。

10款2項小学校費1目学校管理費の修繕料の421万3,000円につきましては、出戸小学校パネルヒーター、屋根、防火扉感知器の修繕が主なものとなっております。

10款3項中学校費1目学校管理費の修繕料641万7,000円につきましては、天王南中学校パネルヒーター、体育館屋根の修繕、玄関スロープの屋根取り付けが主なものとなっております。

委員からは、パネルヒーターの修繕については今後どの程度の数が出てくるのかという質問があり、当局からは、各小中学校から要望がきておりますが、数が多いため優先順位をつけて対応をするとの回答がございました。

10款6項3目公民館費の文化講演会講師委託料については、事業終了による減額補正となっておりますが、委員より、文化講演会については他の事業との関連性を持たせて、予算の継続性を持たせて実施するよう要望されました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で文教常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） ただいま文教委員長より報告のありました議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補予算（案）について質疑を行います。質疑ございませんか。4番。

○4番（成田 進） 委員長、どうも御苦労さまでございます。1点だけお伺いをさせていただきます。

専決処分の承認の際に由利本荘市立保育所を使用させるということで3歳の女の子供1人という説明があったわけですが、ただいまの委員長報告3ページの上段、歳出予算の3款2項1目児童福祉総務費の広域入所保育委託料423万円については、3

施設4名分の追加分とあるわけですが、由利本荘保育所を使用するほかに2施設3名ということになるわけですが、その内容について審査の過程で話し合いがあったとすればご説明をいただきたいと思います。

それから加えて、この423万円については、いわゆる保護者負担と申しますか、それを含めたものになっておるのかなっておらないのかも含めてひとつご説明を願いたいと思います。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 私がさっき申しました当初は13名で4名が増えたというか、その内容の中で、詳しい親の、保護者の負担というのはなかったような感じします。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんですか。13番。

○13番（佐藤 昇） 委員長、どうも御苦労さんです。

委員長報告の3ページの下段の方でノロウイルスについて報告がありました。ご承知のように先日も市内の業者から出まして、大変の数のいわゆるノロウイルスにかかったという人が出たようです。子供、特に老人の方は場合によってはというようなことも話しされておりますので、この本市のいわゆる3保育園等々でどのくらい的人数がそれぞれ罹患されたのか、その原因の特定というものはどのようなものであったか、そして今後この対策について各施設の入所園児等々、どのような対策を立てておるものかということをお話し合われたのではないかとこう思いまして、その点ありましたらひとつご説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 佐藤議員にお答えします。

これは今大変問題になっておるノロウイルスの、世間が大変騒いでいるわけですが、当市としましては先ほど申しましたとおり、この3施設から発生したということですが、人数的な面については何人かかったかということはないように思いますけれども、ただ、保護者の方も先生も、そういう状況の中で菌の感染率が多いために、手洗いとか、うがいとか、今後そういう面を励行させていくと、発生しないように、そういう話がございました。

あと、具体的な今佐藤さん言うようなそこまでは話し合いしなかったような感じでございます。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） 人数の多い少ないは別としまして、今後のやはり対策ということを見ると、どこから入ってきたのかという経路がね、やはり園なりというものが特定しておかないと、あるいはその原因を究明しておかないとやはり対策の立てようがないのではないかとこう思うので、それはきっとやったんだろうと、それがまた報告がしたんだろうと私は思うんですが、そういう報告がなかったとすればまた別ですけども、一番大事なことではないかということですので、もしできたら、なければ、説明がなければそれでいいんですけども。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） どこから入ってきたとかという内容的なものがもしわかれば、それこそその対策というのは処置とかいろんなものができるわけですけども、そういう状況がわからないためにこれからいろいろな面でまず調査なり審査なり、そういうことをこれから対策としていくと、そういう話の内容であったかと私は思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点お伺いを致します。

委員長報告の最後のところに各学校のパネルヒーターの修繕というのが出ておりまして、報告では、各小学校から要望が来ておりますが数が多いため優先順位をつけて対応するという回答だということですが、既に暖房が必要な時期になっておりまして、数が多い、必要な時期に数が多いから優先順位をつけなければならないということというのは、先に直すところ、後に直すところ、時間の差が出てくるとは思いますが、この暖房が必要な時期になって優先順位をつけて修理をするということについての委員会審査の内容についてお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） パネルヒーターにつきましては先ほど説明がありましたとおり、当然今の季節がこういう状況になりますので、委員からもまず何というかな、順次できるだけ早くつけて、修理なりつけていただきたいとそういう要望はありましたけれども、すべてにおいて現段階でやりなさいという話の内容まではありませんでした。当局も前向きに、とにかく今子供さん方のことを考えて前向きに検討していくという話し合いはしましたけれども。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。17番。

○17番（中川光博） 委員長、お疲れさまです。もう一つ確認をしたいと思っておりますけれども、この報告の4ページですね、さらにパネルヒーターの下の部分ですが、文化講演会講師委託料に関連する確認ですけれども、委員よりですね、文化講演会についてはほかの事業との関連性を持たせて予算の継続性をもたせて実施するよう要望されましたというご質問あるようでしたけれども、この質問のもう少し詳しい内容とですね、さらに当局の回答、どのような回答があったのか確認したいと思います。恐らくこの時期ですので来年度の事業予算、詰めの段階に入っていると思っておりますけれども、多分この似通ったほかの事業との関連性ということでは、似通った事業についてはいろいろ統合したりですね、効率的な事業の運営ということを多分考えてのご質問だとは思いますが、そのあたり確認したいと思います。いかがだったでしょうか。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） これは例えば来年はわか杉国体もありますし、そういう意味で体育系の講演者といいますか、こういう方々を講師に招くべきではなかったのかと、こういうまず委員からの要望がありました。当局からは、それは前向きに今後検討していくと、そういう話の内容でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

（「議長、2番」の声あり）

○議長（藤原幸作） 大変すみません。終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより平成18年度各会計補正予算（案）について順次採決を行いますので、ご協力をお願いします。

これより議案第91号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第92号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について、これより採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

【日程第22、議案第99号 潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、議案第99号、潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について提案理由の説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 議案第99号、潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について。

潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させることについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と横手市との間において協議するものとする。

平成18年12月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、潟上市立保育所を横手市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

広域入所のため、横手市から潟上市の二田保育園に5歳の女の子が1名入所するためのものでございます。保育実施期間は平成18年12月26日から平成19年3月31日となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第99号について採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

したがって、本日で閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

---

午後 1 2 時 0 5 分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員